

# 中国でPFOSなどの残留性有機汚染物質の生産、流通、使用、輸出入が禁止されました

中国生態環境部などはストックホルム条約の締結に基づき、2019年3月11日、「リンデンなどの残留性有機汚染物質の生産、流通、使用、輸出入禁止に関する公告」(公告2019年第10号)を公表しました。

これにより2019年3月26日以降、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びその塩類、PFOSF(ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド)の生産、流通、使用、輸出入が禁止されることになりました。※一部除外用途あり  
この公告に違反する行為が発見された場合は厳重に処分するとしています。

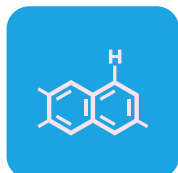
(この公告では他に、リンデン、エンドスルファンの生産、流通、使用、輸出入も禁止しています。)

※除外用途(生産と使用が認められています。)

1. 写真の撮像
2. 半導体部品のフォトレジストと反射防止コーティング
3. 化合物半導体及びセラミックフィルタのエッチング剤
4. 航空機用油圧作動油
5. 閉ループ制御システムの金属電気めっき(硬質金属電気めっき)
6. 一部の医療機器(エチレンテトラフルオロエチレン共重合体(ETFE)コーティング及び無線電波シールドETFEの生産、体外診断用医薬機器、CCDカラーフィルタ)
7. 泡消火薬剤



**現在のところ、繊維製品や皮革製品に対して PFOS の基準値を定めた中国国家強制標準(GB)はありません。(含有量を測定する試験方法を定めた推奨標準はあります。)**



## PFOS、PFOSF とは?

難分解性有機フッ素化合物界面活性剤。その構造的安定性から生分解されにくく、また、生態内に蓄積しやすいため、人体への影響が懸念されています。難燃剤、はっ水剤、防水剤、防汚剤、表面処理剤、金属めっき処理剤などとして、繊維製品、皮革製品、家具、建材、調理器具などに使用されてきました。



## 残留性有機汚染物質とは?

環境中に長期にわたって残留する有機汚染物質の総称。毒性が強く、難分解性、高蓄積性、長距離移動性をもち、人の健康又は環境に悪影響を及ぼす可能性があると言われていました。



## ストックホルム条約とは?

残留性有機汚染物質(POPs)の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減等を目的とする国際条約。2001年採択、2004年発効。  
中国は2001年に締結しています。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

東京グローバル試験センター 海外R&A室  
(担当: 祖父江、袁)

TEL:03-6863-3033/FAX:03-5669-1404

大阪試験センター 品質サポート課 海外R&A室  
(担当: 張、奥)

TEL:06-6577-0200/FAX:06-6577-0210